

デジタルフルカラー複合機仕様書

公益財団法人 長野県産業振興機構

1 賃借物品の規格、数量等

(1) デジタルフルカラー複合機

公益財団法人長野県産業振興機構（以下「機構」という）が賃借するデジタルフルカラー複合機（以下「複合機」という）の規格については、別紙2の仕様のとおりとする。また、新造機であること。

2 賃借期間

(1) 賃借期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日

3 消耗品

(1) 複合機の使用により発生する消耗品（用紙及びステープル針を除く。以下同じ）については、仕様に含むものとする。

(2) 消耗品については、メーカーの純正部品、もしくは、推奨品とする。

4 導入方法

(1) 複合機は、設置、調整、設定等を行い、全体が有効に機能する形態を整えて使用できる状態で納入すること。また、機器を運用するために新たに必要となる設備等（電源・配線等）が生じる場合は、その設備等を仕様を含むものであること。

(2) 複合機の設置に際し、機構内の設備を使用する場合、配線等の施工を行う場合等は事前に協議すること。

(3) 複合機の賃借期間終了後は設備等を速やかに原状に回復すること。ただし、機構が特に認めた場合には、原状に回復しないことができる。

(4) 複合機の使用方法について、機構の各部等の代表を対象とし、説明を行うこと。説明の実施時期については別途協議する。

(5) 納入時に生じる梱包材等の廃棄物の処理を行うこと。

5 保守

(1) 正常動作を維持するため、保守を行うものとする。

(2) 保守の対象とする複合機は、本仕様により納入されるすべての物品とする。

(3) 保守の対象とする期間及び時間については、土日祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 保守期間中は、即時に連絡がとれ、1時間以内に技術者が設置場所へ到着し、対応できる体制を整えること。なお、対応する業務の内容は次のとおりとする。

ア 修理及び調整

イ 消耗品の交換及び補充

(5) 複合機に故障時等の連絡先を明記したラベルを貼付すること。

(6) 主要部品については常に在庫を確保する等、即時に交換が可能であること。

(7) 修理が設置場所で完了しない場合は、同性能以上の代替機を納入すること。

- (8) 用紙の二重送り、印刷の汚れ、異音等が発生する場合は、その原因を調査して報告するとともに、原因となる部品を交換すること。
- (9) 消耗品については、不足がないよう適切な数量を随時納入すること。
- (10) ICカードの有効、無効等の制限事項の変更等の設定を必要に応じて行うこと。
- (11) 月1回以上の定期点検を行うこと。
- (12) 複合機の使用頻度等により複合機を移動する必要がある場合は、移動を行うこと。
- (13) 保守等を行う者は、社名及び氏名を記載した名札を付けるものとする。
- (14) 部品交換や消耗品の交換等により発生した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 単価の定義

(1) モノクロプリント料

本仕様に要する一切の費用を、下記8の(1)の予定枚数に応じて算出したモノクロ印刷1枚当たりの単価とする。

(2) カラープリント料

本仕様に要する一切の費用を、下記8の(2)の予定枚数に応じて算出したカラー印刷1枚当たりの単価とする。

7 使用料等の算定方法及び請求書の作成

(1) 使用料等の算定方法は次のとおりとする。

ア 使用料等については、印刷枚数に単価及び消費税を乗じて算出するものとする。また、算出した金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

イ 保守点検等のテスト印刷及びミス印刷の枚数は、印刷枚数から控除するものとする。

(2) 毎月末日において次の事項を集計し、翌月10日までに請求すること。

その際、内訳として機構が指定する部門別の集計結果も提供すること。

ア 複合機のカウンターの数値

イ モノクロ、カラー毎の使用枚数

ウ モノクロ、カラー毎のテスト印刷及びミス印刷枚数

8 予定枚数

(1) モノクロプリント予定枚数

年間 162,000枚 (借入期間計 810,000枚)

(2) カラープリント予定枚数

年間 68,400枚 (借入期間計 342,000枚)

なお、予定枚数は使用見込みであり、契約締結後に印刷する枚数を約束するものではないこと。

9 その他

- (1) 賃貸借期間終了後は、複合機の撤去を行うこと。なお、その際には複合機本体に記憶されているデータは全て消去し、完全に復元できない状態にすること。
- (2) 賃貸借期間終了後の複合機の撤去に係る費用を負担すること。
- (3) 複合機に、契約名等を明記したラベルを貼付すること。
- (4) 複合機は、日本語に対応したものであること。